

第1回定例会会議録

令和8年 2月27日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（内堀喜代志君） おはようございます。これより、令和8年第1回御代田町議会議定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（内堀喜代志君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） おはようございます。それでは諸般の報告で報告させていただきます。

書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和8年2月27日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案28件、報告3件、諮問1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、山浦久人議員ほか8名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから25ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

26ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしま

すので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

黒岩 旭 議会運営委員長。

（議会運営委員長 黒岩 旭君 登壇）

○議会運営委員長（黒岩 旭君） それでは報告いたします。

2月20日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和8年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会には町長から提出された案件は、議案28件、報告3件、諮問1件の計32件であります。一般質問の通告者は9名であります。

これにより、会期は、本日より3月13日までの15日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、27ページをご覧ください。

令和8年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	2月27日	金曜日	午前10時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程 議案説明
第 2 日	2月28日	土曜日			議案調査
第 3 日	3月 1日	日曜日			議案調査
第 4 日	3月 2日	月曜日	午前10時	一般質問	

第 5 日	3 月 3 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	3 月 4 日	水曜日		休会
第 7 日	3 月 5 日	木曜日	午前 1 0 時	議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 8 日	3 月 6 日	金曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 9 日	3 月 7 日	土曜日		休会
第 1 0 日	3 月 8 日	日曜日		休会
第 1 1 日	3 月 9 日	月曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 2 日	3 月 1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 3 日	3 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 4 日	3 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	全員協議会

28 ページをご覧ください。

第 1 5 日	3 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会
---------	-----------	-----	----------	-------------------------------

続いて、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告します。

28 ページの中段をご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 6 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室

3 月 9 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室

町民建設経済常任委員会

3 月 1 0 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室

3 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室

全員協議会開催日程

3 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室

以上で報告を終わります。

○議長（内堀喜代志君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日よ

り 3 月 1 3 日までの 1 5 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 1 3 日までの 1 5 日間と決定しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、議長において

7 番 山浦久人議員

8 番 山本今朝和議員

を指名します。

――― 日程第 4 町長招集あいさつ ―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第 4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 議員の皆様には、年度末を前に何かとお忙しい時期にもかかわらず、ご出席を賜り、令和 8 年第 1 回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

まず、改めてお知らせしたいことですが、来週開幕するミラノコルティナパラリンピック、カーリング競技のミックスダブルスに出場する中島洋治選手についてであります。中島選手は、御代田町内に本社を構えるミネベアミツミの所属でありまして、2010年にはバンクーバーパラリンピックにも出場経験があります。

昨年 2 月イギリスで開催された世界選手権では、今回同じくペアで出場する小川選手とともに金メダルを獲得し、ほかの競技をあわせた日本勢全体の中で最初に今回のパラリンピックに実質的に出場を決めた選手でもあります。

元日には御代田町内で、また先日軽井沢町内でそれぞれ壮行会も開かれ、両方私も出席してまいりました。世界選手権での頂点に続いてパラリンピックでの金メダ

ルにも大きな期待がかかるところです。特にミックスダブルスは今回初めて正式種目に採用されたので、制覇すると初代金メダリストになります。

先日発行した広報やまゆり3月号には、3月4日から毎日行われる試合の開始時刻を一覧で掲載させていただいております。ぜひとも町民全体で応援し、中島選手の活躍を後押ししたいと思います。試合開始日には役場正面に懸垂幕も掲示する予定であります。

それでは、令和8年度予算編成について申し上げます。

令和8年度は、第6次御代田町長期振興計画——特に前期基本計画——の初年度であります。新年度予算の編成では、新しい長期振興計画のテーマである「未来へつなぐ サステナブルタウン 御代田」を目指したまちづくりを心がけました。既存事業はもちろんのこと公約に基づく事業の充実や必要に応じた見直しが望まれている現状から、柔軟な予算措置により町民の生活を支援できるよう進めてまいります。また、令和7年度に引き続き、庁内DXに関連する予算計上も見込まれることから、業務の効率化、労働生産性の向上に努め、新たな住民サービスを展開できるよう、予算編成に取り組んでまいりました。

これらの予算編成方針のほか、私から各課職員に対し、4つのお願いについて話をいたしました。

一つ目として、「町制70周年について」であります。

昭和31年に町制を施行し、本年9月30日に70年となります。町制施行70周年の記念式典をメインに町全体で各種企画を検討するよう指示したところがあります。

二つ目は、「猛暑対策と過疎対策について」です。

猛暑対策については、今進行中の令和7年度から取り組んでおりますけれども、引き続き大きな予算を伴う体育館の冷房整備から小さなものまで幅広い対応を指示したところです。

過疎対策については、今後、地域懇談会などで意見聴取を進める中で、その結果を踏まえて何が対策できるかを考えていくこととしています。

3つ目は、「地域おこし協力隊の活用」です。

今年度は2名を採用しましたが、引き続き、国の財源を上手に使いながら、町の事業を前に進められるように各課に検討するように指示しました。

4つ目は、「元気づくり支援金の活用」です。

これは県のお金ですね。令和7年度から支援金の採択基準が変更され、採択の条件が厳しくなりましたが、依然として補助率が高いなど有利な制度であるため、活用を促しました。

令和8年度当初予算では、このような有利な財源を活用するとともに、新たな分野への猛暑対策や、気候変動による大雨災害対策等、近年の大きな課題に即応する施策に着手します。

子育て施策では、やまゆり保育園と雪窓保育園のトイレの快適化や手洗い場の改善などの施設改修や、民間保育所等の保育体制強化に対する補助を実施してまいります。

ここで、一般会計における主要事業として、7事業について紹介させていただきます。

一つ目ではありますが、「都市構造再編集中支援事業」、金額にして4億811万円です。

令和5年度から9年度を計画期間とした都市構造再編集中支援事業は、新年度で4年目を迎えます。東原西軽井沢線、塩野御代田停車場線等の都市機能の基幹となる道路整備を実施します。今年度から工事を進めている町道東原西軽井沢線は、御代田佐久線の中山歯科クリニック付近から一里塚国道線——これ一里塚国道線というのは、町中と桜ヶ丘団地を結んでいる道路ですね——までの区間の330mが来年4月にいよいよ——全体としては一部でありますけれども、この330mが供用開始となる見込みであります。

二つ目に、猛暑対策事業であります。金額にしまして3億6,331万円。これも大きい金額であります。

近年の猛暑は冷涼な御代田町においても例外ではなく、ここ数年、その対策に力を入れているところです。

この大きな二つ目の中の①としまして、「小学校体育館への冷房設備の設置」であります。

令和8年度は、北・南の両小学校体育館に冷房設備を設置いたします。小学校体育館は建設年度が古く、断熱対策が十分でないことから、併せて実施をし、一定の効果が得られるような対策を教育委員会にお願いしました。

これにより、屋内でも児童が熱中症の心配なく安心して運動ができるようになります。また、学校体育館は災害時に避難所として活用されることから、その機能強化が図られることとなります。

事業費は、設計監理委託料と工事請負費を合わせて北小学校が1億2,211万円、南小学校が1億2,476万円を計上しております。財源につきましては、避難所の機能強化でもあることから、緊急防災・減災事業債で計上してありますが、学校施設環境改善交付金の補助対象事業費の上限額が令和8年度分から引き上げられたことから、この北小と南小の両方の事業が、この上限額の範囲に入っております。そうしたところ、緊急防災・減災事業債よりも一般財源の支出を抑えられることから、まずは交付金の獲得に向け努めてまいります。交付が決定した際には、財源変更について補正予算で対応してまいります。

なお、工事中は体育館内に足場の設置が必要なことから、体育館の使用ができなくなるなど、児童や保護者の皆様にご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

②としまして、「中学校武道場への冷房設備の設置」であります。

今年度は、小学校に先立ちまして、中学校体育館の冷房設備設置工事を実施しましたが、より一層の熱中症対策と避難所機能強化の観点から、中学校武道場に冷房設備を設置いたします。事業費は、設計監理委託料と工事請負費を合わせて6,374万円を計上しております。財源については、両小学校同様と考えております。交付金の獲得をまず目指すということ。それがかなわなかったとしても、緊急防災・減災事業債でかなり有利な起債を使えるという状況であるということになります。

③としまして、「消防団詰所への冷房設備設置」であります。

消防団詰所は、消防団の皆さんが分団会議や台風の接近時など災害発生の際に迅速に対応できるよう待機する場所として、年間を通して使用する場所となっております。

これまで、消防団員の皆様がより活動しやすい体制を整えるべく、老朽化した詰所から順次、新たな施設の整備を進めてまいりましたが、エアコン設備については未設置の状況でございました。分団によっては、分団独自でつけたところはあるようですけれども、町としてつけたところはないという状況であります。

しかしながら近年は、夏場の日中はもとより、夜間においても気温が下がらない日が増えているのは皆さんご実感のとおりであります。活動のために詰所で待機する団員の体調管理が懸念されておりました。

こうしたことから、猛暑対策として全ての詰所にエアコンを設置いたします。各地区の活動拠点である詰所の環境改善を図ることで、消防団員の皆様が万全の状態ですら活動できるよう、しっかりと支援してまいります。事業費は154万円を計上しております。

大きな3つ目でありまして、**「新社会体育施設測量設計委託料ほか」**ということで1億395万円の計上です。

B&G海洋センターやヘルスパイオニアセンターは老朽化が著しく、また、多様化する町民の皆様のスポーツニーズに応えるための対応が必要となっております。現在、利用者が安全で快適に、そして年間を通じてスポーツ活動に親しめる新たな社会体育施設建設に向けて、基本計画の作成に取り組んでおります。

この基本計画を受けて、令和8年度には設計業務を予定しており、基本設計・実施設計のほか、用地測量なども含めた委託料として1億395万円を計上いたしました。財源につきましては、国の地域未来交付金――これは補助率2分の1のものでありますが、こちらを予定しているところであります。

大きな4つ目としては、**「しなの鉄道アンダーパス冠水センサー設置工事」**1,528万円であります。

いわゆるシチズン通りから西軽井沢方面に抜けるしなの鉄道アンダーパスにおいて、冠水対策事業を実施いたします。

令和6年8月7日の短時間豪雨――これは町内に農地など大きな被害をもたらした豪雨でありましたが、この際、当該のアンダーパスが冠水し、車両1台が立ち往生する事態となりました。近年増加傾向にある、こうしたゲリラ豪雨に対し、職員によるパトロールと目視確認を経てからの通行止めでは、対応が後手に回る恐れがあります。そこで、冠水センサーによるリアルタイム監視を行い、危険水位を察知した瞬間に電光表示器等で通行止め情報を周知するシステムを構築いたします。財源につきましては、先ほどの体育館でも申し上げましたが、同じ国の地域未来交付金（補助率2分の1）を予定しているところであります。

本事業の検討に当たりまして、御代田町に本社を構えるミネベアミツミ株式会社

様より、システムの核となる冠水センサーをはじめ、親機、監視カメラ、道路灯をご寄贈いただくという大変ありがたい申し出をいただきました。世界に誇る技術を持つ同社からご寄贈いただいたセンサーを活用し、町民の皆様の命と安全を守ることは、大変喜ばしいことでもあります。当町の導入が先進的なモデルケースとなり、今後、同社の優れた製品が全国の防災課題の解決に広く活用されていくことを強く期待しております。

大きい5番目となりますが、「町制施行70周年記念事業」、金額にして655万円であります。本年9月30日、御代田町は小沼村、御代田村、伍賀村の3村合併から70年の節目を迎えます。この70年の歩みは、先人たちが築いてこられた歴史と伝統を受け継ぎながら、町民の皆様とともに今日の御代田町を形づくってまいりました。

この記念すべき節目を祝し、御代田町町制施行70周年として、10月4日に記念式典を開催し、併せて記念講演会などを予定しております。また、70周年の記念ロゴにつきましては、一般公募のほか御代田中学校の生徒からも作品を募集し、幅広い世代の皆様に参加いただきたいと考えております。さらに、町主催の事業だけでなく、商工会や観光協会のご協力をいただきながら、町民の皆様とともにこの節目の年を盛り上げてまいりたいと考えております。

ということで、大きい5つですが、猛暑対策のところでは3事業ご説明しましたので、これが主要の7事業ということになるわけであります。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告1件、事件案7件、条例案7件、当初予算案9件、補正予算案5件、報告事項2件、諮問1件の、計32件であります。

専決処分事項の報告については、「町道長坂2号線における車両損傷事故に係る損害賠償について」です。

こちらは、昨年11月17日に発生しました町道長坂2号線における車両損傷事故について、本年1月6日に示談が成立し、同日付で専決処分した旨報告申し上げます。

事件案は7件です。1件目の「しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る施行協定の変更について」は、工事内容の変更に伴い協定金額を減額するものであります。5,000万円以上の工事契約の変更であるため、議会の議決をお

願ひ申し上げます。

2件目から6件目は、「公共施設の指定管理者の指定について」です。

まず、既存の施設に関しては、この5件のうち4議案についてご提案いたします。

まず、塩野コミュニティセンターの分、また、ハートピアみよたの分、3つ目が草越集会所ほか4施設の分、そして馬瀬口創作館の分、これが議案としては4件でありまして、施設の数としては8施設に関するものということになります。

これらは今年3月31日をもって指定期間が満了となりますけれども――これは間違いですね、今年ではなく3月ですね。3月31日をもって指定期間が満了となりますが、4月1日からの5年間につきましても、引き続き現行の団体を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

また、新規として1件ありますのが、町消防団第9分団詰所であります。これは、昨年11月に新設した施設であります。こちらにつきましては、詰所の所在区である西軽井沢区を新たに指定管理者に指定いたしたく、併せて議決をお願いいたします。

7件目は、「町道の路線認定について」です。

開発行為により整備され、町が帰属を受けた、また、本年度中に受ける予定となっている「大久保2号線」・「分杭2号線」・「向原38号線」の3つの路線認定について、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いいたします。

条例案7件の主なものについて申し上げます。

まず、「御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について」は、表彰期日として定められております9月30日の合併記念日を町制施行日に名称を変更し、必要に応じて時期を変更できるように改正するものです。

次に、「御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について」です。

応募者が定員を上回る場合は、条例第8条の規定に基づき、公開抽選により使用者を決定することとなっております。最近では、大変契約駐車需要が増えておりまして、令和8年度の公募では、年度当初から公開抽選となる見込みであります。現在契約している方の急激な生活環境の変化を避けるため、更新枠を設け幅広い運用ができるように改正するものです。

続いて、「御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について」は、昨年11月に町消防団第9分団詰所を西軽井沢公民館敷地内に

新設したことは先ほど申したとおりであります。それに伴い、詰所の名称と位置を加えるものです。

「御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定案について」は、長野県が6月から新たに導入する宿泊税について、税収の最大2分の1が市町村へ配分されることとなっております。配分されるこの交付金を基金に積み立て、観光振興を図る事業を実施する際の財源とするため、新たにこの基金を創設するものであります。

続いて、予算案について申し上げます。

令和8年度一般会計の予算総額は98億6,353万円で、前年度に比べ3億2,165万円、3.4%の増額となりました。昨年も過去最大と申し上げた覚えがありますけれども、それを上回る金額となります。

小中学校や消防団詰所へのエアコン設置をはじめ、新たに農業分野への猛暑対策・環境対策の施策や、役場窓口手続の利用者負担を軽減する取り組みにも着手してまいります。

生活インフラ関係では、都市計画道路東原西軽井沢線の一部が供用開始ということも先ほど申し上げました。

子育て施策では、子育て支援センター業務の本格稼働とともに、施設整備や保育園・幼稚園等の労働環境、また子どもたち、保護者のウェルネスにも資するような、そういったところにフォーカスした支援を実施してまいります。

また、新社会体育施設建設に向けた設計業務に着手するなど、未来に向けたインフラ整備に投資してまいります。

主な歳入では、まず柱であります町税が28億9,310万円の計上です。これは、前年度に比べ2億1,383万円の増額となっております。給与所得の増等による個人町民税の増額が主な要因と考えられます。また、国からの地方交付税、これは需要額から収入額を引いた、その差額が国から渡される、これが地方交付税でありますけれども、国の税収もかなり今増えているところから、財政見通し、かなり金額が大きくなっております。

こういったことから、増額を見込みまして17億3,573万円、前年度に比べ1億787万円の増額を計上したところであります。

国庫支出金は11億7,359万円で、前年度に比べ2億4,634万円の減額と

なりました。うち国庫補助金は2億7,190万円の減額となっています。要因としましては、町道東原西軽井沢線の整備について、橋梁部――橋ですね。橋の構造を箱型函渠――ボックスカルバートとも言いますけれども、橋を造るよりも、このボックスカルバートに変更したことによって、事業費が大幅に安くなります。この大幅な減額及び都市構造再編集中支援事業の全体国費の充当率の調整によるもの。これまで充当率が本来よりも高めに推移してまいりましたので、恐らく令和8年度に関しては、この率を下げ、全体として元の割合、国の定める割合に調整していくということが必要となってまいりますので、これまで多かった分、少し減額をして調整するであろうということから、これも減ってくるであろうということでもあります。

そして、あとは令和6年度から取り組んでいる行政システムの標準化に係るシステム改修等について、一部のシステム改修等を残すのみとなったこと、これで、令和8年度で完了する見込みとなったことから減額となりました。

寄附金につきましては、ふるさと納税は前年度同様の6億円を計上いたしました。

基金繰入金につきましては、財政調整基金から1億9,291万円の繰入れを計上しました。うち9,291万円は、ふるさと納税の町長お任せ分のうち、活用可能なものを繰り入れております。これは昨年10月の条例改正から可能になったものですので、その昨年10月以降のものを該当するとして、この金額を盛るということでもあります。

また、別途ふるさと創生基金――これはふるさと納税が原資でありますけれども、さっき申し上げた以外の何らかの寄附者から用途の指定を受けたような基金がありますけれども、これが3億241万円の繰入れとなります。様々な町単独事業等の財源に充当してまいります。

町債は9億3,990万円で、前年度に比べ8,380万円の増額です。北小学校、南小学校の体育館及び中学校武道場のエアコン設置事業について緊急防災・減災事業債3億1,050万円、土木費に関する公共事業等債3億750万円等を計上しております。

次に、歳出であります。全体的に物価高騰並びに人件費の高騰が反映されております。

各項目の主な歳出であります。総務費は19億7,406万円で、前年度比

8,688万円の増額となっております。

増額の主な要因は、書かない窓口システム、窓口案内システム等の導入関連経費5,473万円、また地域活性化拠点整備事業——これは草越公民館建設関係経費としてですが、9,603万円等によります。書かない窓口関連事業では、マイナンバーカードを活用し、住所や名前などを申請書に書き込む手間を省き、番号発券機等によりスムーズな案内が可能になります。職員の業務についてもデジタル化・効率化を推し進めます。

民生費は30億2,674万円で、前年度比3億3,376万円の増額です。町内では初の整備となる小規模多機能型居宅介護事業所の整備への補助金5,082万円の皆増のほか、トイレ快適化工事等としてやまゆり保育園で4,296万円、雪窓保育園で3,969万円、大林児童館増築工事2,536万円等を計上しております。

衛生費は5億8,717万円で、前年度比4,354万円の増額です。浅麓環境施設組合の負担金において、集中的な設備修繕や労務費の増加などにより3,184万円の増加、面替地区公民館建設等に関する面替地区地域振興負担金1,500万円の皆増等によるものです。

農林水産業費は2億4,916万円で、昨年度に比べ5,053万円の減額です。雪窓湖の遊歩道整備事業3,000万円、これが今年度なんです、こちらが皆減すること等によるものですが、新たな事業として、農業者の負担軽減及び環境に配慮した生分解マルチ購入の普及促進を図るため、県の補助金を活用した実証に取り組みます。また、農業従事者への猛暑対策として空調服などの購入に対する補助を実施します。

商工費は2億457万円で、昨年度に比べ422万円の減額です。工業振興奨励補助金で4,358万円の減額となっております。これは、令和8年度適用分から、補助金制度から減税制度へ移行となったことによるものでありまして、この分は歳入のほうで固定資産税4,301万円の減額を見込むということで調整をしております。

土木費は13億5,690万円で、昨年度に比べ3億8,886万円の減額です。

道路橋梁費では、都市構造再編集中支援事業としまして4億811万円を計上しています。東原西軽井沢線無電柱化共同溝工事の減等により、工事費で2億

2,000万円の減額です。

町単独の道路新設改良事業については1億3,150万円を計上し、水原七口線、向原西ノ畑線などの道路改良工事等を実施します。

消防費は3億9,901万円で、昨年度に比べ5,909万円の減額となりました。減額の要因としては、今年度ございました第9分団（西軽井沢）の詰所建築工事及びトイレトラック導入経費、これらが皆減したということがありますけれども、一方で、第6分団——これは栄町であります、こちらの積載車の更新1,140万円、各分団詰所のエアコン設置等を進めてまいります。

教育費が大幅な増額になります。12億8,292万円で、昨年度に比べ3億7,405万円の増額となりました。北・南の両小学校体育館と中学校武道場のエアコン設置のほか、小学校GIGAスクール学習用端末更新経費で5,594万円、図書館の結露対策及び断熱性能向上のための窓枠改修工事3,438万円等を計上しております。

特別会計については、6つの特別会計の総額は33億33万円となり、前年に比べ9,110万円、2.8%の増額となっております。

御代田財産区特別会計は、財産区の運営を継続するため、財産区管理会の総意で財産管理委託費を半額にすることが決定されたため、451万円の減額、小沼地区財産管理特別会計では引き続き保有土地の売却を見込む予算で233万円の増額、国民健康保険事業勘定特別会計はこども・子育て支援納付金の新設及び高額療養費の増加を見込み1,817万円の増額、介護保険事業勘定特別会計については保険給付費の増加見込みから3,683万円の増額となっております。

次に、補正予算案は5件であります。

一般会計補正予算案（第9号）は、歳入歳出総額とも2億2,021万円を減額し、合計100億5,647万円とするものです。

主な歳入では、町税の法人町民税で企業の申告実績により5,546万円の減額、普通交付税は人件費増に対する給与改定費を含めた追加交付により1億4,113万円の増額、国県補助金については定額減税に係る経費や土木事業費の確定による減額補正のほか、国の補正予算に対応した繰越し前提で計上したものがございます。

総務費国庫補助金では戸籍システム改修関連で381万円、農林水産業国庫補助

金では、七口池地震耐性評価事業において720万円の計上となっております。ふるさと納税寄附金は実績により4,000万円を増額、企業版のふるさと納税はトイストラックへの寄附などにより800万円の増額です。財政調整基金からの繰入金はや備費とのバランスに鑑み、1億円を減額しております。

町債におきましては、事業の完了、事業費の減額、精査により、公共事業等債で1億7,340万円の減額等を計上しております。

また、令和8年度に予定していた、しなの鉄道車両更新・設備等整備事業について、国の令和7年度補正予算において補正予算債による収入のめどが立ったことから予定を前倒ししまして、鉄道施設総合安全対策事業債1,150万円を繰り上げて計上しております。

歳出につきましては、歳入で説明しました繰越しに関連するものが3つございます。

総務費では、先ほど説明申し上げたしなの鉄道車両購入事業等が1,160万円、戸籍附票システム改修事業等が381万円、農林水産業費では七口池地震耐震性評価業務委託料が720万円であります。

そのほか総務費の基金積立金において、ふるさと納税のうち町長おまかせ分の昨年10月分から、こちらの金額を財政調整基金へ9,291万円積み立て、その分、ふるさと創生基金積立金を減額しております。

また、普通交付税で追加交付のあった臨時財政対策債償還基金費を次年度以降の臨時財政対策債返還経費に充てるため、減債基金へ4,222万円積み立てするものであります。これは臨財債の償還のお金をあらかじめ国から町のほうに頂いているということでありますので、次年度以降の返済に充てていくという形になります。

土木費は都市再生整備計画事業費、東原西軽井沢線の久保沢川橋梁部の構造を、先ほど申し上げましたとおり、箱型函渠工—ボックスカルバートに変更したことなどから2億4,525万円の減額です。

その他は主に事業費の確定による補正となっております。

特別会計の補正予算につきましては、小沼地区財産管理特別会計では売却予定地が売却できなかったことにより2,355万円の減額、その他、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計は事業費の確定などによる補正となっております。

水道事業会計につきましては、事業費の確定などによる資本的収入7,091万円の減額、資本的支出5,602万円の減額補正となります。

報告事項は2件で、御代田町土地開発公社の令和7年度第3回補正予算と令和8年度事業計画及び予算の報告です。2月13日に開催された理事会の議決を得ましたので報告いたします。

諮問の1件は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」です。法務大臣から委嘱されている当町の人権擁護委員4名のうち2名の任期が満了となるため、委員の推薦について、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますのでご審議いただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願い申し上げます。令和8年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告について

（町道長坂2号線における車両損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の4ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをお願いいたします。

専第2号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、町道長坂2号線における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月6日 専決
御代田町長 小園拓志

1 事故発生日時 令和7年11月17日午前10時頃

2 事故発生場所 北佐久郡御代田町大字塩野字塩野山375番555地先（町道 長坂2号線）

3 事故の概要 上記日時および場所において、被害者が未舗装の町道を運転中、路面に露出していた石の上を左後輪タイヤが通過した際にパンクしたものでございます。現在は、その露出した石は撤去してあります。

4 損害賠償額は、修理費として4万9,500円。そのうち、町が2万4,750円を全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただきました。残りは、事故の被害者が負担しております。

このたびは、大変申し訳ございませんでした。

以上のとおり報告いたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第6 議案第6号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る

施行協定の変更について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第6 議案第6号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る施行協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第6号 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事委託に係る施行協定の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度国補道路メンテナンス事業で実施する、しなの鉄道線御代田・

平原間源平橋補修工事に係る施工協定について、下記により変更協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記といたしまして

第1回変更仮協定書

1 協定の目的 しなの鉄道線御代田・平原間源平橋補修工事に係る施工協定

2 変更協定金額 1億364万8,457円は、当初協定金額より676万9,543円の減額です。

減額の理由といたしまして、橋梁付近に設けました資材置場に鉄板を敷く予定でございましたが、不要となったことによる減、また、電車の見張り員が予定より減ったことによる減額となります。これが主な理由となっております。

3 工事期間 令和7年6月御代田町議会議決日の翌日、こちらは令和7年6月18日から令和8年3月31日まで。

4 協定の相手方 しなの鉄道株式会社代表取締役社長土屋智則氏です。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページは、第1回変更仮協定書の写しでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

―――日程第7 議案第7号 御代田町コミュニティセンターの

指定管理者の指定について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第7 議案第7号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書8ページをご覧ください。

議案第7号 御代田町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

下記の者を御代田町コミュニティセンターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定によ

り、議会の議決を求める。

記としまして

施設の名称 塩野地区コミュニティセンター

施設の所在 御代田町大字塩野799番地3

指定管理者 御代田町塩野区

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

塩野地区コミュニティセンターにつきましては、この御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、こちらは公募によらない指定管理者の候補者の選定の規定に基づきまして、その性質上、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できる塩野区を候補者として選定することといたしました。

なお、平成18年から塩野区へ管理委託しております。現在まで問題なく管理を実施していただいているところでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前11時00分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第8 議案第8号 御代田町地域福祉センターの

指定管理者の指定について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第8 議案第8号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長(内堀浩行君) 議案第8号 御代田町地域福祉センターの指定管理者の指定について

下記の者を御代田町地域福祉センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記として、

施設の名称 御代田町地域福祉センター

施設の所在 御代田町大字御代田1772番地1

指定管理者 御代田町社会福祉協議会

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

3月31日で指定管理期間が満了となるため、引き続き、御代田町社会福祉協議会へ指定するものでございます。ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第9 議案第9号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定について―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第9 議案第9号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中條消防課長。

(消防課長 中條斉滝君 登壇)

○消防課長(中條斉滝君) 議案書10ページをご覧ください。

議案第9号 御代田町消防団詰所の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町消防団詰所の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして

施設の名称 御代田町消防団第9分団詰所

施設の所在 御代田町大字御代田 4 1 0 8 番地 4 6 7
指定管理者 御代田町西軽井沢区
指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで 5 年間としております。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出
御代田町長 小園拓志

こちらは、御代田町消防団第 9 分団詰所を令和 7 年 1 1 月に西軽井沢公民館敷地内に新設したことに伴い、第 9 分団の地元地区である西軽井沢区を指定管理者として指定しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 1 0 議案第 1 0 号 御代田町農村研修施設の

指定管理者の指定について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 1 0 議案第 1 0 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） 議案書の 1 1 ページをご覧ください。

議案第 1 0 号 御代田町農村研修施設の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町農村研修施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、

- 施設の名称
- 1 御代田町転作促進研修施設東部地区集会所
 - 2 御代田町転作促進研修施設北部地区集会所
 - 3 御代田町転作促進研修施設南部地区集会所
 - 4 御代田町転作促進研修施設西部地区集会所
 - 5 御代田町麦、大豆生産振興センター

以上、5つの施設におきまして、右側指定管理者欄に記載のとおり、各区を指定管理者として指定をするものでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

―――日程第11 議案第11号 御代田町農家高齢者創作活動施設の

指定管理者の指定について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第11 議案第11号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） 議案書の12ページをご覧ください。

議案第11号 御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町農家高齢者創作活動施設の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、

施設の名称 御代田町高齢者創作館

施設の所在 御代田町大字馬瀬口632番地6

指定管理者 御代田町馬瀬口区

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第12 議案第12号 町道の路線認定について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第12 議案第12号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第12号 町道の路線認定について

町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

次の14ページをご覧ください。

認定する路線でございます。

新規認定路線といたしまして、路線名、大久保2号線です。

15ページの位置図と併せてご覧ください。西軽井沢公民館近くの宅地開発に伴う開発地内の道路でございます。

起点は大字御代田字大久保2586番68、終点は大字御代田字大久保2586番74、延長は100.0m、幅員は6.0m、路面は舗装です。

理由は、新規路線といたしまして、町道大久保大林線及び町道上ノ林大久保線に接続する新規道路でございます。

続きまして、路線名、分杭2号線です。

16ページの位置図と併せてご覧ください。

国道18号軽井沢町境北側で、宅地開発に伴う開発地内の道路でございます。

起点は大字馬瀬口字分杭1597番447、終点は大字馬瀬口字分杭1597番455、延長は87.3m、幅員は6.0m、路面は舗装です。

理由といたしまして、新規路線、町道ベバリー5号線に接続する新規道路でございます。

路線名、向原 38 号線です。

17 ページの位置図と併せてご覧ください。

J A 佐久浅間野菜集出荷センター北側の佐久水道企業団配水池西側で、宅地開発に伴う開発地内の道路でございます。

起点は大字草越字向原 1173 番 848、終点は大字草越字向原 1173 番 1498、延長は 110.0 m、幅員は 4.0 m、路面は舗装です。

理由は、新規路線としまして、町道向原 7 号線及び町道向原 17 号線に接続する新規道路でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 13 議案第 13 号 御代田町表彰条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 13 議案第 13 号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書 18 ページをご覧ください。

議案第 13 号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について

御代田町表彰条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

御代田町長 小園拓志

19 ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、表彰期日として定められている 9 月 30 日の御代田町合併記念日を御代田町町制施行日に改め、必要に応じて時期を変更できるよう、ただし書を加えるものです。

附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

議案書 20 ページが新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第14 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第14 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書21ページをご覧ください。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

22ページからの改め文をご覧ください。

本案につきましては、一般職の職員の給与に関する条例、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案になります。

令和7年人事院勧告に基づき国に準じ人事院勧告どおり、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給月数の平準化と、一般職の職員に対する通勤手当の距離区分の新設について改正するものでございます。

改正条例の構成は、3条立てとして、第1条では、まず、一般職の職員の通勤手当において、片道60km以上の距離区分に、新たに5km刻みで片道100km以上までの距離区分を新設します。

次に、期末手当の支給月数の平準化として、一般職は6月期1.25月、12月期1.275月を、それぞれ1.2625月に、特定幹部職員は6月期1.05月、12月期1.075月を、それぞれ1.0625月に、このほか定年前再任用短時間勤務の職員の支給月数を改正するものでございます。

また、勤勉手当の支給月数の平準化として、一般職は6月期1.05月、12月期1.075月を、それぞれ1.0625月に、特定幹部職員は6月期1.25月、12月期1.275月を、それぞれ1.2625月に、このほか定年前再任用短時間勤務の職員の支給月数の改正を行うものです。

第2条では、特別職の職員で常勤の者等の期末手当の支給月数の平準化として、6月期1.725月、12月期1.75月を、それぞれ1.7375月に改正します。

第3条では、議会の議員の期末手当の支給月数の平準化として、6月期1.725月、12月期1.75月を、それぞれ1.7375月に改正します。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

議案書の24ページから28ページは新旧対照表になっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第15 議案第15号 御代田町営駐車場条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第15 議案第15号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書29ページをご覧ください。

議案第15号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

30ページの改め文をご覧ください。

現在、町営駐車場駅北・駅西の駐車場2か所ございますけども、こちらの契約駐車については応募者が定員を上回る場合は、本条例第8条の規定に基づき、公開抽選により使用者を決定することとなっております。

最近では契約駐車をされる方の需要が増えておりまして、令和8年度の公募では、

年度当初から公開抽選となる見込みでございます。

現在、契約している方の急激な生活環境の変化を避けるため、更新枠を設け、幅広い運用ができるようただし書を加える改正でございます。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

31ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第16 議案第16号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第16 議案第16号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中條消防課長。

（消防課長 中條斉滝君 登壇）

○消防課長（中條斉滝君） 議案書32ページをご覧ください。

議案第16号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書33ページ、改め文をご覧ください。

改正理由でございますが、本条例は御代田町消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に政令が定められ、それを基に規定されております。

令和7年12月に給与法の一部が改正され、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正がなされ、これを受けて、非常勤消防団員等に関する損害補償の基準を定める政令の一部が改正されます。上

位法令が改正されることに伴いまして、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、1に施行期日、2に経過措置を記載してございます。

議案書34ページから36ページが新旧対照表となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第17 議案第17号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第17 議案第17号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中條消防課長。

（消防課長 中條齊滝君 登壇）

○消防課長（中條齊滝君） 議案書37ページをご覧ください。

議案第17号 御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団詰所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書38ページ、改め文をご覧ください。

改正理由でございますが、本改正案は議案第9号で上程いたしました消防団詰所の指定管理に関するものでございます。

御代田町消防団第9分団詰所を指定管理者に管理を委ねるため、本条例の一部について改正し、第3条の表中に第9分団詰所を加えようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。

39ページが新旧対照表となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第18 議案第18号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第18 議案第18号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） 議案書40ページをお願いいたします。

議案第18号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

41ページの改め文をご覧ください。

本条例案は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により、電気通信事業法第12条の2第4項が改正され、項ずれが生じたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、第10条第3項後段、ただし書中、電気通信事業法「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改めます。

施行期日は、電気通信事業法の一部改正が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとなっていることから、本条例も同様の施行とします。

附則、この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 19 議案第 19 号 御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び

処分に関する条例の制定案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 19 議案第 19 号 御代田町宿泊税交付金基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） 議案書の 43 ページをご覧ください。

議案第 19 号 御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の
制定案について

御代田町宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例を、
別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の制定につきまして、長野県では世界水準の山岳高原観光地として発展す
ることを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入れ環境の整備、その他の観光の振
興を図る施策に要する費用に充てるため、令和 7 年 3 月に長野県宿泊税条例が制定
され、県が市町村において活用できる財源を徴収、配分する市町村交付金制度が創
設されました。

これにより、令和 8 年度から県税の活用可能額のうち 2 分の 1 が交付金として市
町村へ配分されることとなります。

つきましては、配分されるこの交付金を基金に積み立て、観光振興を図る事業を
実施する際の財源とするため新たに本条例を制定するものでございます。

議案書の 44 ページが制定案となります。

第 1 条、設置目的でございます。御代田町の観光振興を図る事業の財源に充てる
ことを設置目的としております。

第 2 条は、積立てでございます。基金として積み立てる額を一般会計歳入歳出予
算で定めることを規定しております。

第 3 条では管理を、第 4 条では運用益金の処理を、第 5 条では処分を、第 6 条で

は繰替運用を、第7条では委任について規定をしております。

附則としまして、令和8年4月1日から施行としています。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第20 議案第20号 令和8年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第20 議案第20号 令和8年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書45ページをご覧ください。

議案第20号 令和8年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和8年度御代田町一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

次の議案書47ページをご覧ください。

令和8年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億6,353万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」に

よる。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次の48ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、別ファイルになります。資料番号1をご覧ください。こちらで説明してまいります。

令和8年度当初予算につきましては、第6次長期振興計画の初年度となります基本構想に掲げた「未来へつなぐ サステナブルタウン 御代田」を目指したまちづくりを推進するため、前期基本計画の各種施策及び分野横断の重点プロジェクトに対応した関連経費を計上しております。

小中学校・消防団詰所へのエアコン設置、新たに農業分野への猛暑対策、環境対策の施策や、役場窓口手続の利用者負担軽減を図る取組に関する経費を計上したほか、大雨災害の激甚化に備えてアンダーパス冠水センサーの設置、新社会体育施設建設に向けた設計業務などのインフラ整備関連経費、保育園・幼稚園等の保育・教育環境及び保育士等の人的環境等を整え、子育て支援サービスの充実を図る経費の計上、また、物価上昇による人件費を含めたもろもろの単価等の増額を見込んだ予算を計上しております。

それでは、初めに歳入からご説明いたします。

款1町税は、全体で前年比8.0%の増額となっております。

項1町民税は、本年度予算額12億7,260万7,000円で、前年比1億9,431万2,000円の増額となっております。このうち、個人町民税は11億4,363万3,000円で、給与所得の増額により、前年比2億1,516万円の増額となっております。

法人町民税は1億2,897万4,000円で、前年比2,084万8,000円の減額となっております。

次に、項2固定資産税は、予算額12億9,985万6,000円で、前年比1,884万7,000円の増額です。主に新築家屋の増加を見込む一方で、御代田町工業振興条例及び商工業振興条例に基づく土地の購入及び設備投資等に係る固定資産税の課税免除分を新たに見込むとともに、県営住宅平和台団地及び森泉湯川発電所に係る固定資産交付金を計上しております。

続いて、款2地方譲与税から款10地方特例交付金につきましては、県の収入見込みから予算計上し、合計で6億2,557万3,000円、前年比5,622万8,000円の増額の予算となっております。

2ページをご覧ください。

款11地方交付税は、予算額17億3,573万3,000円で、前年比1億786万7,000円の増額です。普通交付税につきましては、国の地方財政政策などから6.5%の増額を見込んでおります。特別交付税につきましては、引き続き、地域おこし協力隊に関連する経費を計上しておりますが、令和8年度は商工観光係に新たに1名の地域おこし協力隊を雇用するよう、352万円の増額となっております。

続いて、款15国庫支出金、項1国庫負担金は7億5,045万3,000円で、前年比3,720万9,000円の増額となりました。このうち、児童手当負担金は2億9,571万4,000円で、第3子の減少により前年比359万9,000円の減額を見込んだ一方、子どものための教育・保育給付費負担金は、費用算定の基準額の増額及び認定こども園の増により、前年比3,282万5,000円の増額となりました。

項2国庫補助金は、4億1,960万8,000円で、前年比2億7,189万5,000円の減額となりました。要因としましては、町道東原西軽井沢線の整備について、橋梁部の構造をボックスカルバートに変更したことによる事業費の大幅な減額及び都市構造再編集中支援事業の全体国費の充当率の調整によるもののほか、令和6年度から取り組んでいる行政システムの標準化に係るシステム改修等について、一部のシステム改修を残すのみとなり、令和8年度で完了することから減額となりました。

令和8年度は、都市構造再編集中支援事業補助金、東原西軽井沢線ほか、道路新設改良工事に係る補助金として1億1,400万円、国土交通省道路局個別補助

金——こちらは交通安全対策事業補助金になりますが、谷地沢大塚線道路改良工事に係る補助金として4,812万5,000円、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、地域活性化拠点整備事業として草越公民館建設工事に係る補助金4,801万5,000円を計上しております。

続いて、款16県支出金、項2県補助金は、予算額3億1,452万8,000円で、前年比9,695万2,000円の増額を見込みました。地域医療介護総合確保基金事業補助金は、小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業費の補助金として5,082万4,000円、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金は前年比1,281万8,000円増額の4,325万円、GIGAスクール構想補助金は小学校学習用端末の更新に係る補助金として3,472万3,000円を計上いたしました。

続いて、款18寄附金は、予算額6億5,330万7,000円で、前年比1,680万5,000円の増額で計上しております。草越公民館建設に係る草越区からの負担金を寄附金として4,680万5,000円計上したほか、個人のふるさと納税寄附金は前年度同額の6億円を見込みました。

款19繰入金、項1基金繰入金は、予算額6億6,620万3,000円で、前年比2,245万2,000円の減額となっております。財政調整基金から1億9,291万円の繰入れを計上し、このうち9,291万円は、ふるさと納税の町長おまかせ分のうち活用可能なものを繰り入れてまいります。また、ふるさと創生基金から3億240万5,000円を繰り入れて、様々な町単独事業等の財源に充当してまいります。

3ページをご覧ください。

款22町債は、9億3,990万円で、前年度に比べ8,380万円の増額です。土木事業関係で公共事業等債と緊急自然災害防止対策事業債を合わせて4億840万円、南北小学校体育館及び中学校武道館に冷房設備を設置する事業に関して、緊急防災・減災事業債3億1,050万円を計上しております。

歳入の合計が98億6,353万3,000円の予算額となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

歳出です。主なものについて説明いたします。

款2総務費の全体予算額は19億7,406万2,000円で、前年比

8,688万円、4.6%の増額となっております。

このうち、項1総務管理費は17億2,645万8,000円で、前年比8,504万9,000円、5.2%の増額となっております。

書かない窓口システム・窓口案内システム等の導入関連経費6,339万7,000円を計上し、利用者の負担軽減、職員の業務負担の軽減等に取り組みます。また、地域活性化拠点整備事業、草越公民館建設関係経費9,603万円、ふるさと納税特典事業委託料2億2,119万4,000円を計上しております。

このほか、項4選挙費は、長野県知事選、御代田町長選挙関係経費2,450万2,000円を計上しております。

続いて、款3民生費の全体予算額は30億2,673万8,000円で、前年比3億3,376万1,000円、12.4%の増額となっております。

項1社会福祉費は、予算額12億5,759万7,000円で、前年比8,745万6,000円の増額となっております。障害者関係扶助費として障害者児医療費5,416万8,000円、こちらが512万4,000円の増額、障害者自立支援給付費2億7,350万3,000円、こちらは910万8,000円の増額、また、地域医療介護総合確保基金事業補助金について、小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業費として5,082万4,000円の増額を計上しております。

項2児童福祉費は17億6,898万9,000円で、前年比2億4,630万5,000円の増額となっております。児童手当は第3子の減少を見込み、前年比330万円の減額となった一方、私立保育所保育委託料2億4,214万5,000円、2,666万1,000円の増額、地域型保育給付費1億5,623万9,000円、521万1,000円増額をそれぞれ計上しております。また、やまゆり保育園及び雪窓保育園のトイレ改修工事費として7,018万円、大林児童館増築関連経費として2,536万円等を計上しております。

次に、款4衛生費の全体予算額は5億8,717万3,000円で、前年比4,354万円、8.0%の増額となっております。

項1保健衛生費は、前年度とほぼ同額の2億4,928万5,000円を計上しました。

項2清掃費は、浅麓衛生センター費のうち、し尿処理負担金及び生ごみ処理費負担金において、令和8年度から始まる第2期包括的民間委託に係る労務単価及び資

材の高騰並びに集中的に施設整備を実施するため1億685万円、前年比3,201万円の増額を計上しております。

続いて、款6農林水産業費の全体予算額は2億4,916万1,000円で、前年費5,053万2,000円、16.8%の減額となっております。

項1農業費は、生分解マルチ普及のための実証実験360万円、農業者にファン付き衣類の購入に対する補助事業345万円を新たに計上したほか、中山間地域直接支払交付金、農業委員会報酬、そば耕作者補助金等を計上しております。

項2林業費では、令和7年度に実施した小塚橋の改修工事が完了したため1,900万円ほどの減額となりましたが、森林環境の保全に係る松くい虫防除対策委託料、危険木伐採事業等の計上のほか、有害鳥獣に係る人身事故の防止、農業被害の軽減を図るための有害鳥獣駆除委託料等を計上しております。

続いて、款7商工費の全体予算額は2億456万8,000円で、前年比421万5,000円の2.0%減額となっております。

工業振興奨励補助金は、前年比4,358万4,000円の減額、UIJターン就業・創業移住支援金は1,897万5,000円の増額のほか、地域おこし協力隊3名の関係経費等を計上しております。

款8土木費の全体予算額は13億5,690万2,000円で、前年比3億8,886万2,000円、22.7%の減額となっております。

5ページをご覧ください。

項2道路橋梁費は予算額9億1,024万8,000円で、前年比3億2,004万7,000円の減額です。令和7年度からの継続事業として、東原西軽井沢線の整備を主とした都市構造再編集中支援事業では3億1,000万円を計上、交通安全対策補助事業として谷地沢大塚線の道路改良工事7,500万円を計上しております。また、町単独道路改良事業については1億3,150万円を計上し、塩野区内15号線3工区、水原七口線3工区等の道路改良工事を実施してまいります。令和8年度は、各補助事業及び町単独事業において繰越し事業とならないよう事業を精査した結果、事業費が減少しておりますが、町単独事業については、道路改良事業経費と緊急自然災害防止対策事業経費で合計2億265万6,000円を計上しております。

項4都市計画費は、本年度予算額3億1,442万7,000円で、前年比

6,143万5,000円の減額です。宅地開発における新設電柱の抑制を図るため、国の補助制度を活用した無電柱化まちづくり促進事業補助金1億円の皆減によるものでございます。

続いて、款9消防費は、前年比5,909万2,000円、12.9%の減額です。第9分団の詰所建築工事費の皆減が主な要因となっております。8年度は第6分団積載車の更新費用が1,139万9,000円、また、しなの鉄道アンダーパスの冠水センサー設置工事1,528万4,000円を計上しております。

続いて、款10教育費の全体予算額は12億8,292万円で、前年比3億7,404万円、41.2%の増額となっております。

項1教育総務費は、予算額1億5,588万6,000円で、前年比2,333万2,000円の増額でございます。GIGAスクール構想の小学校学習用端末の更新費用として5,593万5,000円を計上しております。

項2小学校費は、予算額3億7,623万1,000円で、前年比2億7,378万円の増額。項3中学校費は、予算額1億6,335万円で、前年比5,681万3,000円の減額です。いずれも、教育環境の向上と災害時の避難所としての熱中症対策のため、南北小学校の体育館冷房設備設置工事費が合計で2億4,687万8,000円、中学校武道館の冷房設備設置工事費6,374万2,000円を計上しております。

また、項4の社会教育費は予算額2億691万8,000円で、前年比2,055万5,000円の増額となっております。図書館の断熱性能の向上と結露から書籍等を守るための図書館窓枠工事費3,438万3,000円を計上しております。

また、項5保健体育費は予算額1億7,144万3,000円で、前年比9,753万6,000円の増額で、新社会体育施設測量設計委託料1億395万円を計上しております。

歳出合計が98億6,353万3,000円となっております。

なお、別資料で、資料番号5には令和8年度の当初予算の主要事業を科目ごとに掲載しておりますので、こちらもまた後ほどご確認をお願いしたいと思います。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の53ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

都市計画マスタープラン策定支援業務として、期間を令和8年度から令和9年度まで、限度額は990万円としております。現計画は令和9年度まで延長しており、次期計画を策定するため令和8年度から着手します。総事業費が2,200万円。令和8年度は、現計画の検証、住民アンケート、上位計画及び関連計画等の把握・分析のほか、策定委員会の開催を予定しており、事業費が1,210万円を当初予算に計上しております。令和9年度は地域別構成の検討、実現化方策の検討、ワークショップ、パブリックコメント、都市計画審議会等の開催等で990万円を予定しております。継続的に2か年かけて実施する必要があることから、新たに債務負担行為を計上するものでございます。

続いて、54ページをお願いいたします。

「第3表 地方債」でございます。

起債の目的、限度額を続けて申し上げます。大きなものとしまして、こども・子育て支援事業債9,120万円、緊急自然災害防止対策事業債1億1,070万円、公共事業等債3億750万円、緊急防災・減災事業債3億5,550万円、このほか、表に記載のとおり、全10事業で合計9億3,990万円の地方債を予定しております。

起債の方法につきましては証書借入れ、または証券発行を予定しております。利率については年4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率としております。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとしております。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時10分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第21 議案第21号 令和8年度御代田財産区特別会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第21 議案第21号 令和8年度御代田財産区特別会計
予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書185ページをご覧ください。

議案第21号 令和8年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和8年度御代田財産区特別会計予
算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書187ページをお願いいたします。

令和8年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ807万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入
歳出予算」による。

令和8年2月3日 同意 御代田財産区管理会長 櫻井 税

次のページの「第1表 歳入歳出予算」、歳入をご覧ください。

款1 財産収入は270万1,000円で、前年比21万9,000円の増額となっ
ております。財産収入は土地建物貸付収入で、社会福祉協議会、児玉区への土地貸
付料は令和7年度と変わりありませんが、財政調整基金預金利子が増額となってお
ります。

款2 繰入金は536万7,000円で、前年比473万3,000円の減額となっ
ております。歳出の財産区有林下草刈り委託料――これはシニアクラブへの委託料
になりますが、それと財産区有地管理委託料――こちらは区への管理委託料になり

ますが、こちらは令和8年度から半額にすることで決定したため、歳入歳出の不足額を補う財政調整基金繰入金が減額となったものでございます。

款3繰越金及び款4諸収入は科目設定でございます。

歳入合計が本年度予算額807万円となっております。

続きまして、189ページ、歳出をお願いいたします。

款1総務費は801万4,000円で、前年比451万4,000円の減額となっております。歳入で申しあげました委託料を半額に決定したためのものでございます。

款2予備費は5万6,000円を計上し、歳入歳出を調整しまして、歳入歳出の合計額が前年度比451万4,000円減額の807万円を計上しております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第22 議案第22号 令和8年度小沼地区財産管理特別会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第22 議案第22号 令和8年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書194ページをご覧ください。

議案第22号 令和8年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和8年度小沼地区財産管理特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書196ページをお願いいたします。

令和8年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,913万9,000円と定

める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月3日 同意 小沼地区財産管理委員長 高山千之
次のページ、「第1表 歳入歳出予算」をご覧ください。

こちら、歳入になります。

款1 財産収入は2,878万7,000円で、前年度比197万9,000円の増額となっております。これは財産区が保有しております旧ローソン、国道の軽井沢寄りの旧ローソンのところ、今、葬祭場になっているところの南側と、あと塩野の空堀の横に土地を持っているんですけども、この土地の売却を予定しております。

款3 繰越金は、科目設定です。

款4 諸収入は、塩野空堀売払い時の分筆手数料の半額を受益者から負担してもらうため、35万1,000円を計上しております。

歳入の合計、本年度予算額が2,913万9,000円、前年比232万9,000円の増額となっております。

続きまして、次のページ、歳出をお願いいたします。

款1 総務費は2,913万9,000円で、前年比232万9,000円の増額となっております。財産管理のための区への委託料262万1,000円、保有土地の売払い収入による基金への積立て2,530万4,000円を計上しております。

歳入歳出、本年度予算額が前年度比232万9,000円増額の2,913万9,000円を計上しております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第23 議案第23号 令和8年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第23 議案第23号 令和8年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長(内堀浩行君) 議案書の203ページをお願いいたします。

議案第23号 令和8年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和8年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

205ページをお願いいたします。

令和8年度御代田町の国民健康保険(事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,737万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、次の206ページ。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入をお願いいたします。

款1項1国民健康保険税、本年度予算額4億819万2,000円の計上は、前年度比で10.3%の増であります。新たに子ども・子育て支援納付金分が919万円の皆増となっております。また、被保険者数は3,370人、現年度徴収率は96.3%で算出をしております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、国保税の督促手数料 1 8 万 5, 0 0 0 円の計上です。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金は、子ども・子育て支援システム改修に対する補助金 1 1 3 万 6, 0 0 0 円の計上のほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金と災害臨時特例補助金、それぞれ 1, 0 0 0 円の科目設定となっております。

款 4 県支出金、項 1 県補助金 1 1 億 4 2 5 万 7, 0 0 0 円の計上は、保険給付費等に要する費用に対し全額交付される普通交付金と、医療費の適正化や生活習慣病予防事業の取組に応じて交付される特別交付金で、前年度比で 1. 5 % の減となっております。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入は、基金の利子として 9 2 万 1, 0 0 0 円の計上です。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 8, 9 5 0 万 1, 0 0 0 円の計上は、保険基盤安定繰入金が主なもので、前年度比で 5 % の減となっております。

款 7 項 1 繰越金は 6, 0 0 0 万円を計上しております。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料は、2 6 1 万 2, 0 0 0 円の計上です。項 2 受託事業収入 2 7 万円の計上は、インボイス制度に対応するためのものがございます。項 3 雑入は、3 0 万 3, 0 0 0 円の計上です。

歳入合計 1 6 億 6, 7 3 7 万 9, 0 0 0 円となっております。

次の 2 0 7 ページ、歳出をお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、本年度予算額 6 2 6 万 8, 0 0 0 円の計上は、前年度と比べ子ども・子育て支援金制度導入に対するシステム改修費が増額となっております。項 2 徴税費 6 1 3 万 7, 0 0 0 円の計上は、標準化に伴う納付書の作成費用が増額となっております。項 3 運営協議会費 1 9 万 4, 0 0 0 円の計上は、前年度と同額でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 9 億 2, 7 1 3 万 5, 0 0 0 円の計上は、療養給付費、療養費等で前年度比で 2. 9 % の減となっております。県の推計資料に基づき算出をしております。項 2 高額療養費 1 億 5, 3 3 2 万 3, 0 0 0 円の計上は、前年度比で 8. 1 % の増となっております。こちらも県の推計資料に基づき算出をしております。項 3 出産育児一時金 7 5 0 万 4, 0 0 0 円、項 4 葬祭諸費 1 5 0 万

円は、それぞれ前年度と同額の計上でございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金、市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示された額に基づき、それぞれ算出をしております。項 1 の医療給付費 3 億 2 8 1 万 6, 0 0 0 円の計上は、前年度比で 2. 3 % の減でございます。項 2 の後期高齢者支援金等 1 億 2, 9 6 4 万 9, 0 0 0 円の計上は、前年度比で 0. 9 % の減でございます。項 3 介護納付金 4, 8 2 1 万 8, 0 0 0 円の計上は、前年度比で 8. 3 % の増でございます。項 4 子ども・子育て支援納付金 1, 2 7 9 万 1, 0 0 0 円の計上は、皆増となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費 2, 1 4 0 万 3, 0 0 0 円の計上は、特定健康診査等の事業費となっております。項 2 保健事業費 9 1 1 万 1, 0 0 0 円の計上は、レゼフト点検職員の賃金や人間ドックの補助金のほか、疾病予防講座などの経費となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 3 0 0 万 2, 0 0 0 円の計上は、一般被保険者還付金、また国や県への返還金等でございます。

款 6 項 1 基金積立金 9 3 万円の計上は、基金の利子分の積立てでございます。

款 7 項 1 予備費 3, 7 3 9 万 8, 0 0 0 円の計上です。

歳出合計 1 6 億 6, 7 3 7 万 9, 0 0 0 円となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の 2 2 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 4 号 令和 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 8 年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

224ページをお願いいたします。

令和8年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億50万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

次の225ページ、「第1表 歳入歳出予算」、歳入をお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、本年度予算額3億907万5,000円の計上は、前年度比で2.9%の増となっております。基準月額5,160円で、普通徴収の前年度徴収率は97.1%で算出をしております。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金57万1,000円の計上は、介護予防事業の利用負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料は督促手数料4万8,000円の計上でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金2億321万2,000円の計上は、介護給付費に係る国庫負担金で、前年度比で1.3%の増となっております。項2 国庫補助金4,864万3,000円の計上は、調整交付金と地域支援事業交付金、保険者

機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金等となっております。前年度比で1.5%の増でございます。

款5項1支払基金交付金3億2,080万2,000円の計上は、主に介護給付費に係る支払基金交付金で、前年度比で2%の増でございます。

款6県支出金、項1県負担金1億7,106万7,000円の計上は、介護給付費に係る県負担金で、前年度比で2%の増でございます。

項2県補助金1,065万3,000円の計上は、地域支援事業に係る県補助金で、前年度比で7%の増でございます。

款7財産収入、項1財産運用収入は、基金の利子として57万5,000円の計上でございます。

款8繰入金、項1他会計繰入金2億2,300万6,000円の計上は、一般会計から介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料の軽減分、また職員給与等への繰入れで、前年度比で7%の増でございます。

款9項1繰越金は1,000万円の計上でございます。

款10諸収入、項1延滞金、加算金及び過料は10万円の計上です。項2のサービス収入274万6,000円の計上は、要支援1、2の方の居宅介護予防支援サービス計画費の収入でございます。

項3雑入は3,000円の計上です。

歳入合計13億50万1,000円となっております。

次の226ページの歳出をお願いいたします。

款1項1総務費、本年度予算額2,738万2,000円の計上は、システムの委託料や借上料、また、佐久広域連合介護認定審査会への負担金となっております。

款2項1保険給付費11億5,164万円の計上は、居宅介護サービス給付費で1,938万4,000円の増額をしていますが、施設介護サービス給付費は同額計上としております。全体で前年度比で1.6%の増でございます。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費6,361万1,000円の計上は、人件費や地域包括支援センターの運営経費で、前年度比で14.2%の増となっております。項2介護予防・生活支援サービス事業費3,065万2,000円の計上は、訪問型サービスや通所型サービスの委託料負担金で、前年度比2.2%の減となっております。項3一般介護予防事業費633万6,000円

の計上は、介護予防教室の生きがい教室や生活介護支援サポーター養成事業、地域
支え合い型移動支援活動補助などの継続事業の経費のほかに、新規事業としまして
地域での通いの場への講師派遣事業で28万8,000円、ずくだすポイント事業
で425万4,000円を計上しております。コロナ禍を機に外出する機会が減り、
ひきこもりがちとなり、要介護状態へとなるリスクが増えていることから、どんな
目的であってもずくを出して、身体・精神活動を活発にして、介護予防及び住民が
お互いに支えられる地域づくりを推進するための事業です。現在、団体の登録を行
っておりますが、来週からは参加者の登録が始まりますので、大勢の皆さんに活用
していただきたいと思っております。

款4項1の基金積立金58万円の計上は、基金の利子分の積立ででございます。

款5項1諸支出金50万3,000円の計上は、保険料等の還付経費でございま
す。

款6項1予備費は1,979万7,000円の計上でございます。

歳出合計13億50万1,000円となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案議員の説明を終わります。

―――日程第25 議案第25号 令和8年度御代田町後期高齢者医療特別会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第25 議案第25号 令和8年度御代田町後期高齢者医
療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の242ページをお願いいたします。

議案第25号 令和8年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和8年度御代田町後期高齢者医療
特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

244 ページをお願いいたします。

令和8年度御代田町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,423万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次のページの「第1表 歳入歳出予算」、歳入をお願いいたします。

款1項1 後期高齢者医療保険料、本年度予算額2億3,015万5,000円の計上は、長野県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、前年度比で13.3%の増となっております。被保険者数は2,627人、現年度徴収率98.3%で算出をしております。

款2 使用料及び手数料、項1 の手数料は、督促手数料で3万円の計上でございます。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金5,874万9,000円の計上は、事務費、保険基盤安定・保健事業費に対する繰入れで、前年度比で18%の増となっております。

款5 項1 繰越金は10万円の計上です。

款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料は6万円の計上でございます。項2 の償還金及び還付加算金は50万5,000円の計上です。項3 の雑入463万2,000円の計上は、健診事業費広域連合支出金や特別調整交付金でございます。

歳入合計2億9,423万1,000円となっております。

次のページの歳出をお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、本年度予算額が413万3,000円の計上でございます。通信運搬費、システム保守委託料、ほか標準化による通知や公金収納システム改修経費で、前年度比で93%の増となっております。項2 の徴収費は110万4,000円の計上です。

款2 項1 後期高齢者医療広域連合納付金2億8,114万2,000円の計上は、保険料等の負担金、保険基盤安定負担金で、広域連合から示された額で、前年度比で13.7%の増となっております。

款 3 保健事業費、項 1 健診事業費は 4 9 8 万 2, 0 0 0 円の計上で、健診委託料となつてございます。項 2 の保健事業費 2 2 6 万 5, 0 0 0 円の計上は、人間ドックの補助金でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金は 5 0 万 5, 0 0 0 円の計上です。

款 5 項 1 予備費は 1 0 万円の計上で、歳出合計 2 億 9, 4 2 3 万 1, 0 0 0 円となつてございます。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 8 年度御代田町住宅新築資金
等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 2 5 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 6 号 令和 8 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案につ
いて

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 8 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 5 5 ページをお願いいたします。

令和 8 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 1 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入
歳出予算」による。

次の256ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

款1 県支出金、項1 県補助金9万6,000円は貸付助成事業の補助対象経費の4分の3の金額でございます。

款2 繰越金、項1 繰越金1万9,000円は令和7年度からの繰越金でございます。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入89万4,000円は滞納分の収入見込額でございます。項2 延滞金、加算金及び過料1,000円は科目設定でございます。したがって、歳入合計は101万円となり、前年度と比較いたしまして6万9,000円の減額でございます。

257ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 土木費、項1 住宅費101万円は職員研修費、消耗品、庁舎光熱費などのほか、一般会計への繰出金でございます。したがって、歳出合計は101万円で、前年度と比較いたしまして6万9,000円の減額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第27 議案第27号 令和8年度御代田小沼水道事業会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第27 議案第27号 令和8年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の262ページをお願いいたします。

議案第27号 令和8年度御代田小沼水道事業会計予算案について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和8年度御代田小沼水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

264ページをお願いいたします。

(総則)

第1条 令和8年度御代田小沼水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水件数5,100件は、前年度と比較いたしまして400件の増加を見込んでおります。

第2号 年間総有収水量92万9,000m³は、前年度と比較いたしまして6万7,000m³の増加を見込んでおります。

第3号 1日平均有収水量は2,545m³を見込んでおります。

第4号 主な建設改良工事費といたしまして上水道改良工事総事業費8,080万円は、西軽井沢団地内及び東原西軽井沢線の配水管布設に伴う委託料及び工事費が主なものでございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第1款水道事業収益2億1,084万2,000円です。その内訳といたしまして、第1項営業収益1億8,852万6,000円は、水道使用料、消火栓管理料、開栓等の手数料でございます。

第2項営業外収益2,231万6,000円は、減価償却費の国庫補助金相当分及び基金積立利息が主なものでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用2億2,143万1,000円です。その内訳といたしまして、第1項営業費用2億639万5,000円は水質検査に関するもの、浅麓水道企業団からの受水費、水道メーター検針委託料、漏水調査委託料及び職員3名分、会計年度任用職員2名分の総係費でございます。

第3項 特別損失はございません。

第4項 予備費は50万円です。

265ページをご覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 9,118万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 557万円、当年度分損益勘定留保資金 5,927万1,000円、建設改良積立金 2,634万1,000円で補填するものとしております。

収入につきましては、第1款資本的収入 3,525万円です。

その内訳といたしまして、第1項企業債はございません。

第2項 工事負担金 3,525万円は、新規加入金 150件分と配水管布設工事町負担金といたしまして、東原西軽井沢線に布設する工事費でございます。

第3項 補助金はございません。

支出につきましては、第1款資本的支出 1億2,643万2,000円です。

その内訳といたしまして、第1項建設改良費 8,272万円は、西軽井沢団地内及び東原西軽井沢線などの配水管布設に伴う委託料並びに工事費でございます。

第2項 企業債償還金は 4,171万2,000円です。

第3項 予備費は 200万円でございます。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は 1億6,000万円と定める。

(予定支出の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 消費税及び地方消費税予算額に不足が生じた場合。

第2号 災害、その他避けがたい事故により予算額に不足が生じた場合。

266ページをお願いいたします。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 2,549万9,000円は、総係費の給料、手当及び福利厚生費でございます。

第2号 交際費 5万円は、塩野上宿用水組合の会合費でございます。

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、526万6,000円と定める。こちらは、水道メーターの検満満了分と新築に伴う新設分の購入費でございます。

267 ページは、令和 8 年度御代田小沼水道事業実施計画です。

272 ページは、令和 7 年度予定損益計算書。

273 ページから令和 7 年度予定貸借対照表。

275 ページから令和 8 年度の予定貸借対照表。

277 ページは、令和 8 年度の予定キャッシュ・フロー計算書を参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 28 議案第 28 号 令和 8 年度御代田町下水道事業会計

予算案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 28 議案第 28 号 令和 8 年度御代田町下水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 280 ページをお願いいたします。

議案第 28 号 令和 8 年度御代田町下水道事業会計予算案について

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、令和 8 年度御代田町下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

御代田町長 小園拓志

282 ページをご覧ください。

（総則）

第 1 条 令和 8 年度御代田町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとする。

第 1 号 排水件数 7,430 件は、前年度と比較いたしまして 260 件の増加

を見込んでおります。

第2号 年間総排水量 143万3,355 m³は、前年度と比較し2万8,105 m³の増加を見込んでおります。

第3号 1日平均排水量は3,927 m³です。

第4号 建設改良費2億1,602万7,000円は、東原西軽井沢線道路改良工事に伴う既存下水道管渠の構成による詳細設計及び補強工事並びに下水道処理場の機器類のオーバーホールが主なものでございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入につきましては、第41款下水道事業収益8億596万5,000円です。その内訳としまして、第1項営業収益3億7,586万5,000円は、公共下水道、農業集落排水及び個別排水処理の下水道使用料と督促手数料です。第2項営業外収益4億3,010万円は、公共下水道、農業集落排水並びに個別排水処理への一般会計からの補助金及び減価償却費の補助金が主なものでございます。

支出につきましては、第51款下水道事業費用6億2,818万8,000円です。その内訳としまして、第1項営業費用5億7,029万円は、公共下水道及び農業集落排水の各処理場の維持管理業務費と職員4名分の総係費です。第2項営業外費用5,634万8,000円は、企業債利息、消費税支払分です。第4項予備費は155万円です。

283ページをご覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億3,530万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億7,734万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,795万9,000円で補填するものとします。

収入につきましては、第61款資本的収入4億4,955万4,000円です。その内訳として、第1項企業債4億650万円は、下水道事業債、資本的平準化債、公営企業会計適用債で、いずれも公共下水道分でございます。第2項補助金1,020万円は、処理場改築工事に伴う設計業務に対する国庫補助金でございます。第6項負担金等3,285万4,000円は、受益者分担金でございます。

支出につきましては、第71款資本的支出6億8,485万9,000円です。その内訳といたしまして、第1項建設改良費2億1,602万7,000円は、東原西軽井沢線道路改良工事に伴う水道管渠の設計及び補強工事並びに処理場機器類のオーバーホールが主なものでございます。第3項企業債償還金は4億6,883万2,000円です。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、下水道事業の限度額は2億300万円です。資本費平準化債の限度額は2億円です。

284ページをお願いいたします。

公営企業会計適用債の限度額は350万円です。

限度額の合計は4億650万円でございます。

283ページ、お願いいたします。

起債の方法は、証書借入又は証券発行で、利率は年4%以内とし、償還の方法は、借入れの日から措置期間を含めて40年以内に償還する。なお、都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還、もしくは低利に借換えすることができるとしております。

284ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

営業費用、営業外費用に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係わる予算額に過不足を生じた場合におけるその経費のこれらの間の流用とします。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 2,871万1,000円は、総係費の給料、手当及び福利厚生費でございます。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億4,428万円である。内訳は、289ページの項2営業外収益、目2他会計補助金に計上してございます。

285ページから令和8年度当初予算実施計画、297ページは令和7年度当初予定損益計算書、298ページから令和7年度当初予定貸借対照表、300ページから令和8年度当初予算予定貸借対照表、302ページは令和8年度当初予算キャッシュ・フロー計算書を参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

(午後 2時26分)

(休憩)

(午後 2時40分)

○議長(内堀喜代志君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

金井建設水道課長から発言を求められていますので、これを許可します。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書の300ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算予定貸借対照表、その下の「(令和8年3月31日)」となっておりますが、正しくは、「(令和9年3月31日)」です。訂正し、おわびを申し上げます。大変失礼いたしました。

―――日程第29 議案第29号 令和7年度御代田町一般会計

補正予算案(第9号)について―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第29 議案第29号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) それでは、議案書305ページをご覧ください。

議案第29号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町一般会計補正予算(第9号)を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書307ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億2,021万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億5,647万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、別ファイルの資料番号3をご覧ください。こちらで説明をさせていただきます。

まず、歳入です。主なものから説明をいたします。

款1町税、項1町民税は、法人町民税で企業の申告実績により5,546万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続いて、款11項1地方交付税は、普通交付税について臨時経済対策費及び給与改定費等に係る追加交付が決定されたため、1億4,112万6,000円を増額するものです。

続きまして、款 15 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、補正額 803 万 7,000 円の増額をお願いいたします。子どものための教育・保育給付費負担金において、国の公定価格の変更による 548 万 8,000 円の増額、国保特別会計保険基盤安定負担金 166 万 6,000 円の増額、障害児通所給付費等負担金 115 万 3,000 円の増額をそれぞれ計上しております。

項 2 国庫補助金は、補正額 5,408 万 4,000 円の減額をお願いいたします。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、非課税世帯への 3 万円給付事業及び非課税世帯子ども加算 2 万円事業の事業費の確定による減額でございます。その下の社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助金についても、額の確定による減額が主な理由でございます。

続きまして、款 16 県支出金、項 1 県負担金は、国庫負担金で計上しました子どものための教育・保育給付費負担金など、子育てのための施設等利用給付金 141 万 5,000 円の増額を計上しております。

項 2 県補助金は、U I J ターン就業・創業移住支援事業交付金及び乳幼児等医療費補助金は事業費の確定によるもの、子ども・子育て支援交付金は多様な集団活動事業の利用支援に係る事業費に変更が生じたため 26 万 6,000 円ほど減額となっておりますけれども、国の補正予算により物価高騰の中で安定的な事業運営を継続的に実施できるよう、物品の購入に係る経費を対象とした事業継続支援事業補助金の活用により 18 万 2,000 円の増額をお願いしており、結果 8 万 5,000 円の減額となっているところでございます。

款 18 寄附金は 4,639 万 5,000 円の増額です。ふるさと納税寄附金は様々な対策をしまして落ち込むことなく維持することができたため、企業版ふるさと納税と合わせまして 4,800 万円を増額いたします。

款 19 繰入金、項 1 基金繰入金は、補正額 1 億 637 万円の減額で、歳入の状況から予備費とのバランスを鑑みて財政調整基金を 1 億円減額いたします。

款 22 町債は補正額 1 億 9,770 万円の減額をお願いいたします。しなの鉄道車両更新設備等整備事業に係る鉄道施設総合安全対策事業債は、国の補正により前倒しして予算計上することにより地域鉄道対策事業債、こちら従来の交付税措置で 30%のものから鉄道施設総合安全対策事業債、こちらは交付税措置で 50%と有利になることから、今回の補正において 1,150 万円の増額を計上しているもの

でございます。そのほか公共事業等債は防災安全交付金事業——これは三ツ谷清万線、それから交通安全対策事業——谷地沢大塚線、道路メンテナンス橋梁補修工事——軽井沢大橋と源平橋等の道路整備事業及び都市構造再編集中支援事業の事業費の確定、精査により1億7,340万円の減額を計上しております。

歳入合計の補正額、以上になりまして、2億2,021万4,000円の減額をお願いいたします。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものについて説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費は9,050万2,000円の増額で、ふるさと納税寄附金の増額に伴う委託料と積立金の増額で、指定寄附金以外の寄附金を財政調整基金へ9,291万円積み立てるものでございます。また、普通交付税で追加交付のあった臨時財政対策債償還基金費を次年度以降の臨時財政対策債償還経費に充てるため、減債基金へ4,221万7,000円積み立てるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費は1,452万4,000円の減額で、地域福祉センター改修工事及び高齢者応援券事業補助金は事業費の確定によるもので、それぞれ減額をするものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費は1,562万2,000円の減額で、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事に係る事業費が確定したため、御代田小沼水道事業会計への繰出金について1,620万円の減額を計上しております。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費は2億1,628万7,000円の減額で、社会資本整備総合交付金事業、こちら防災安全交付金事業で西鯨沢大谷地線の事業管理による908万6,000円の減額、町単独道路新設改良費、中籠西駒込線、塩野区内15号線等の事業進捗に伴う事業費の精査により3,297万円の減額、都市再生整備計画事業費、東原西軽井沢線の久保沢川橋梁部の構造をボックスカルバートに変更したため1億7,251万1,000円の減額等を計上しております。

3ページをご覧ください。

款14予備費は、1,253万1,000円を増額しまして、歳入歳出調整をして、歳出合計補正額2億2,021万4,000円の減額となっております。

議案書に戻りまして、議案書の312ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

今回の補正で計上しました繰越事業は15事業で5億4,823万円となっております。いずれも年度内の完了が見込めないため、繰越しを計上したものでございますが、令和7年12月議会で可決いただいております3事業を加えますと18事業、8億3,861万4,000円の繰越事業費となっております。

主な事業のみ申し上げます。

まず、追加でございます。

款2総務費、項1総務管理費のうち、にぎわい広場整備調査測量設計事業2,600万円は、広場の形状や設備について、町民の意見を取り入れるため履行期間を延長しております。また、しなの鉄道車両・設備等整備事業1,160万6,000円は、国の補正予算により、令和8年度予定を前倒しして計上したためでございます。

次に、款7商工費は、物価高騰対応みよたくらし応援券事業でございます。1億7,388万4,000円は、この国の補正に対応したものでございまして、町民1人1万円の商品券の配布につきまして、利用期間を5月1日から8月31日までとしているところで繰り越すものでございます。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費は、社会資本整備総合交付金事業道路修繕事業4,884万4,000円は三ツ谷清万線の道路改良工事、また、道路メンテナンス事業橋梁修繕事業2,012万円は新三ツ谷橋及び栄橋の修繕工事、交通安全対策補助事業費道路改良事業2,063万円は谷地沢大塚線の道路改良工事、いずれも用地買収、関係事業者との協議、補償などで時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものでございます。

その下の項4都市計画費は、東原西軽井沢線配水管——これ上水のほうの配水管です、布設工事負担金事業2,767万6,000円、無電柱化まちづくり促進事業1億464万2,000円は本体工事の進捗に合わせた支出となるため繰り越すものでございます。

款9項1消防費は、災害用トイレトラック購入事業2,656万5,000円は、購入予定のトラックのモデルがフルモデルチェンジされ、予定していたモデルが製造されなくなってしまったということで、納期が遅れるため繰り越すものでございます。

続いて、その下になります。変更になります。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、都市再生整備計画事業は、東原西軽井沢線の道路整備事業において、久保沢川の橋梁部分をボックスカルバートに変更したためでございます。事業費が大きく減少したことによる変更です。補正前の金額が 4 億 4,880 万円、こちらを 1 億 9,495 万円減額しまして 2 億 5,385 万円といたします。

続いて、313 ページをお願いいたします。

「第 3 表 地方債補正」でございます。

まず、追加します。

起債の目的、鉄道施設総合安全対策事業債、限度額 1,150 万円でございます。こちらは先ほど説明しました、しなの鉄道の車両更新及び設備等の整備事業に係る事業債でございます。国の補正予算に対応したものでございまして、前倒しして予算計上することにより有利な事業債を借りれることになるということで、今回追加で計上しているものでございます。

続いて、その下、変更になります。

このうち 314 ページをご覧ください。一番下になります。防災対策事業債は Jアラートの受信機リプレイス事業の財源に防災対策事業債を充当することで予定しておりましたが、緊急防災・減災事業債に組み替えたことにより限度額ゼロ円となっております。

そのほかは補助対象事業費の確定、事業の進捗に伴う事業費の精査、事業の完了に伴い減額をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 30 議案第 30 号 令和 7 年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 30 議案第 30 号 令和 7 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) 議案書336ページをご覧ください。

議案第30号 令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の338ページをお願いいたします。

令和7年度小沼地区財産管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,354万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月3日 同意 小沼地区財産管理委員長 高山千之

次の339ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入です。

款1財産収入、項2財産売払収入は2,679万8,000円の減額をお願いいたします。保有土地であります国道の軽井沢に近いほうの旧ローソン、今は葬祭場になっているその南側になりますが、ここが売却に至らなかったため減額するものでございます。

続いて、款2繰入金、項1基金繰入金は325万1,000円の増額をお願いいたします。保有土地が売却に至らなかったため、歳出の不足分を財政調整基金からの繰入れにより補填をいたします。

歳入の合計補正額が2,354万7,000円の減額となっております。

続いて、340ページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費、項1総務管理費は2,354万7,000円の減額をお願いいたします。主な理由は、財政調整基金への積立金について、先ほど説明しました保有土地が売却に至らなかったため2,280万8,000円の減額を計上しております。

そのほか、事業完了による減額補正となっております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第31 議案第31号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算案（第4号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第31 議案第31号 令和7年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の345ページをお願いいたします。

議案第31号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

347ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,664万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入をお願いいたします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金 1 5 5 万 4, 0 0 0 円の減額は、子ども・子育て支援システム改修の一部を新年度事業に移行したことによる減額補正でございます。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 3 0 万 2, 0 0 0 円の増額は、主に保険基盤安定繰入金の保険者支援分の増額補正となっております。

款 8 諸収入、項 3 雑入 7 5 4 万 6, 0 0 0 円の増額は、普通交付金現物給付分の返還金の増額補正でございます。

歳入合計 7 2 9 万 4, 0 0 0 円の増額補正です。

次のページの歳出をお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 1 5 5 万 4, 0 0 0 円の減額は、子ども・子育て支援システム改修の一部を新年度事業へ移行したことによる減額補正です。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費及び項 2 の後期高齢者支援金等、またその下の項 3 介護給付金は財源変更になります。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金につきましても財源変更でございます。

款 7 項 1 の予備費は 8 8 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。

歳出合計が 7 2 9 万 4, 0 0 0 円の増額補正です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第 5 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の 3 5 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 2 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 5 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計補正予算案（第5号）を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

357ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ35万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,173万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入をお願いいたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金16万8,000円の増額は、介護予防サービス給付費増額に伴う増額補正です。

款5 項1 支払基金交付金22万6,000円の増額も同じく介護予防サービス給付費増額に伴う増額補正です。

款6 県支出金、項1 県負担金10万5,000円の増額につきましても同じく介護予防サービス給付費増額に伴う増額補正です。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金85万8,000円の減額は、介護予防サービス給付費の増額の町負担分の増額と佐久広域連合の介護認定審査会負担金の確定、それと地域支援事業の確定による減額補正でございます。

歳入合計で35万9,000円の減額補正です。

次のページの歳出をお願いいたします。

款1 項1 総務費72万1,000円の減額は、佐久広域連合介護認定審査会負担金の確定の減額補正です。

款2 項1 保険給付費84万円の増額は、介護予防サービスの訪問看護、それと福祉用具、住宅改修の利用の増加に伴う増額補正でございます。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費24万2,000円の減額は、地域包括支援センター事業経費の増額と成年後見制度利用支援事業の確定に伴う減額補正でございます。

款 6 項 1 予備費は 2 3 万 6, 0 0 0 円の減額補正で、歳出合計 3 5 万 9, 0 0 0 円の減額補正でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―― 日程第 3 3 議案第 3 3 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 5 号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 3 3 議案第 3 3 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 3 6 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 3 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 5 号）について

地方公営企業法第 6 条及び地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 5 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

御代田町長 小園拓志

3 6 7 ページをお願いいたします。

（総則）

第 1 条 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 4 条中に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入といたしまして、第 6 1 款資本的収入、第 1 項企業債 3, 2 4 0 万円の減額は、蟻ヶ沢水源紫外線処理施設整備の事業費の精査による減額でございます。

第 2 項工事負担金 2, 7 7 0 万 9, 0 0 0 円の減額は、東原西軽井沢線に布設する工事費の精査により減額となっております。

第3項補助金1,080万円の減額は、蟻ヶ沢水源紫外線処理施設整備の事業費の精査による減額でございます。

したがいまして、第61款資本的収入の補正額7,090万9,000円を減額し、総額2億1,768万1,000円となります。

続きまして、資本的支出は第71款資本的支出、第1項建設改良費5,602万2,000円の減額は、資本的収入で説明をいたしました各事業費の減額及び車両購入費の減額でございます。

したがいまして、第71款資本的支出の補正額5,602万2,000円を減額し、総額4億1,647万8,000円となります。

368ページをお願いいたします。

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的は水道事業債として、限度額は補正前の額1億5,300万円から補正額3,240万円を減額し、補正後の額1億2,060万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第34 報告第2号 令和7年度御代田町土地開発公社第3回補正予算の

報告について―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第34 報告第2号 令和7年度御代田町土地開発公社第3回補正予算の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) それでは、議案書371ページをご覧ください。

報告第2号 令和7年度御代田町土地開発公社第3回補正予算の報告について

令和7年度御代田町土地開発公社第3回補正予算を、令和8年2月13日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 2 月 2 7 日

御代田町長 小園拓志

次の 3 7 2 ページは、2 月 1 3 日に公社の理事会を開催し、議決をいただいたものでございます。

3 7 3 ページをご覧ください。

令和 7 年度御代田町土地開発公社第 3 回補正予算でございます。

(総則)

第 1 条 令和 7 年度御代田町土地開発公社の第 3 回補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず、収入になりますが、第 2 款事業外収益、こちらについては補正はございません。収入合計が 2 7 万円となっております。

続いて、支出です。

第 2 款 2 販売費及び一般管理費は、既決予定額 1 4 1 万 3, 0 0 0 円に補正予算額 7, 0 0 0 円を増額し、合計 1 4 2 万円となっております。こちらはやまゆり工業団地北側の道路敷にある御代田町土地開発公社の土地と工業団地内にある御代田町の土地を交換しました。その登記をするための費用に不足が生じておりますので 7, 0 0 0 円を増額を計上しております。

支出における補正予算額は 7, 0 0 0 円を増額で、支出合計 5, 9 1 4 万 8, 0 0 0 円となり、収益的収入支出の差引額はマイナス 5, 8 8 7 万 8, 0 0 0 円となります。なお、この損失額は、今後、やまゆり工業団地の売却額により補填する予定でございます。参考に、3 8 0 ページの貸借対照表の中に売却予定額を掲載しておりますので、また後ほどご覧ください。

続いて、3 7 4 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてでございますが、こちらは補正ありません。

次の 3 7 5 ページから 3 7 7 ページにつきましては、ただいま説明しました補正予算の実施計画でございます。

3 7 8 ページは補正に伴う資金計画、3 7 9 ページから 3 8 1 ページまでが、それぞれ予定の損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を添付しており

ますので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第35 報告第3号 令和8年度御代田町土地開発公社事業計画及び

予算の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第35 報告第3号 令和8年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書382ページをご覧ください。

報告第3号 令和8年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
令和8年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、令和8年2月13日御代田町土地開発公社理事会において決定し提出されたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告する。

令和8年2月27日

御代田町長 小園拓志

次の383ページは、2月13日に理事会を開催し、議決をいただいたものでございます。

次の384ページをお願いいたします。

令和8年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

令和8年度の事業計画としましては、御代田町土地開発公社が所有しているやまゆり工業団地の売却に向けて土地の所有の整理をしていきます。

売却を進めていくに当たり、工業団地内に残っている御代田町所有の土地を土地開発公社に移行するため、土地の購入と売却を事業計画に示しております。

まず、1、用地購入計画でございます。

用地名、やまゆり工業団地内水路、2か所計画しております。1つが購入予定面積95.97m²、購入予定金額66万3,057円です。もう一つが購入予定面積29.41m²、購入予定金額20万3,194円でございます。こちらは、いずれ

も御代田町が所有している水路用地を購入するものでございます。

2の用地売却計画でございます。

用地名、やまゆり工業団地、売却予定面積7,720.10m²、売却予定金額1億4,049万9,206円でございます。

次の385ページをお願いいたします。

令和8年度御代田町土地開発公社当初予算です。

(総則)

第1条 令和8年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入になります。

第1款事業収益は1億4,049万9,000円です。こちらはやまゆり工業団地売却収益でございます。

第2款事業外収益は1,000円で預金利子になります。

収入合計が1億4,050万円でございます。

次に、支出です。

第1款事業原価は1億4,049万9,000円でございます。やまゆり工業団地の購入費、造成費用等になります。

第2款販売費及び一般管理費は32万2,000円の計上です。こちらは水路敷の分筆手数料、役員報酬、法人町県民税を計上してございます。

支出合計が1億4,082万1,000円、収益的収入支出の差引額については、マイナス32万1,000円となっております。

次に、386ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収入はございません。

次に、支出です。

第1款資本的支出は1億5,170万円です。これは借入金の返済額1億5,170万円を計上しております。坪谷地7,000万円、こちらは雪窓保育園の南側の土地になります。それからやまゆり工業団地が8,170万円でございます。

次の387ページから389ページにつきましては、ただいま説明しました事業計画の明細でございます。

390ページが当初予算の資金計画、391ページから393ページがそれぞれ予定のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、394ページからは附属明細表となっております。こちらは後ほどご確認をお願いいたします。

以上のとおり報告いたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき

意見を求めることについて―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の400ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記としまして、

氏名 関久美子氏、中山梨恵子氏であります。住所、生年月日は記載のとおりです。

令和8年2月27日 提出

御代田町長 小園拓志

本年6月30日をもって人権擁護委員2名の任期が満了となります。関氏は再任として、中山氏は1名が退任するための後任として推薦するものです。

任期は、本年の7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。

説明は以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提出者の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時26分